# 市と町村の相違点について

### 1 市の要件

(1)原則

人口要件:5万人以上

中心市街地戸数割合: 6割以上都市的業態従事者割合: 6割以上

都市的要件:「地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市と

しての要件に関する条例」(昭和23.12.20条例第57号)に定めた次の要件 官署又は県の公署が3以上設置、高校・中学校が合わせて3以上設置、 公立の文化施設2以上設置、住民1人当たりの国税又は地方税の納税額 比較、地方公共団体の予算状況比較、都市的業態及び従事者の増加等

(2)合併特例法による市になるべき要件の特例

H16.3.31までに合併・・・・ 上記 人口要件:3万人以上

上記 ~ :満たさなくても良い

H 1 7 . 3 . 3 1までに合併・・・・ 上記 人口要件: 4万人以上

上記 ~ : 原則をみたす

H17.4.1以降は原則どおりの要件となるため、阿蘇中部4町村で市制を目指すとすれば、今後制度の改正がない限り合併特例法を適用できる今回が最後の機会となる。また、H16.3.31までの合併が必要条件。

## 2 法令上の相違事項の例

	関係法令等	市	町村村		
	議員の定数	人口5万未満の市26人	人口2万以上の町村26人		
	(地自法第91条第1項)				
	H15.1.1以降				
議	議会の招集の告示期間	開会の日前7日までに	開会の日前3日までに		
	(地自法第101条第2項)				
会					
	議会事務局を置かない場合	事務局を置かない市町村の議	書記長を置かないことができ		
	の書記長の必置制	会に書記長、書記その他の職			
	(地自法第138条第4項)	員を置く			
	長及び議員の選挙の期日の	少なくとも7日前に告示	少なくとも5日前に告示		
選	告示				
~	(公選法第33条第5項)				
兴	選挙管理委員会の書記長の	書記長、書記その他の職員を	<b>建記その他の職員を署く</b>		
7	必置制	置く	自心との他の概点を且く		
	(地自法第191条第1項)	<del> </del>			
-		  収入役一人を置く	収入役を置かず町村長又は助		
	収入役の必置制	以入1文一人を重く			
組	(地自法第168条第2項)		役をしてその事務を兼掌させ		
沁山	<u> </u>	<b>夕川のウサルトルコーワけ</b> っ	ることができる		
/++h	監査委員の定数	条例の定めにより3人又は2	2人		
織	(地自法第195条第2項)		+1 == + 1 + 1/2 +		
~~	福祉事務所の必置制	福祉事務所を条例で設置しな	設直 9 ることかできる		
等	(社会福祉法第14条第1	ければならない			
	項)	関連事項下記3			
	社会福祉主事の必置制	社会福祉主事の必置	福祉事務所を設置する町村に		
	(社会福祉法第18条第1項		置く以外、置くことができる		
	第2号)				
そ	地方(普通)交付税	福祉事務所の設置及び生活保	算入されない		
の		護等に要する経費について、			
他		普通交付税の基準財政需要額			
		に算入される			

#### 3 福祉事務所の業務の例

関 係 法 令	業務
児童福祉法第22条、23条	妊産婦等の助産施設又は母子生活支援施設への入所措置
知的障害者福祉法第9条、 第16条	知的障害者の実情把握・相談及び調査指導、施設への入所措 置等
生活保護法第19条	保護の決定及び実施
身体障害者福祉法第9条の2	身体障害者の発見・相談・指導、施設への入所措置等
老人福祉法第5条の5	老人の実情把握・相談及び調査指導、施設への入所措置等
児童扶養手当法第4条	児童扶養手当の支給
母子及び寡婦福祉法第8条	母子家庭の実情把握・相談及び調査指導等

### 4 その他の業務の例

関 係 法 今	<b>業</b> 森	
文化財保護法第80条	・史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可・その取り消し、停止命令	
商店街振興組合法第36条	<ul><li>・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可</li><li>・役員変更の届出受理、組合員による総会招集の承認</li><li>・定款変更の認可、解散届出の受理、組合合併の認可</li><li>・決算関係書類の受理、報告徴収、検査、措置命令解散命令等</li></ul>	

## 5 市制施行に伴うメリット

#### 普通交付税の増

町村合併による市制施行により、普通交付税については生活保護費分について増加することが見込まれる。

阿蘇中部4町村が合併した場合の市と町村の比較

- ・基準財政需要額総額として、市の場合約1億2千万円の増が見込まれる。
- ・要因は生活保護費分の増(生活保護費は測定単位として市部人口をとるため)。

#### 福祉分野における住民サービスの充実

福祉分野については、福祉事務所の設置、社会福祉主事の設置等により、住民サービスが充実。

例えば、生活保護については、町村の場合は窓口となり住民の相談を受け、県の福祉事務所に書類を提出するといった実態があるが、市となれば、福祉事務所を設置し、実情把握・相談・調査指導・措置決定を一体的に行うことにより、より地域に密着した措置がとれる。このことにより、手続きの簡素化と措置決定までの時間の短縮が図られる。

#### その他

- ・市制施行に伴い、対外的なイメージの向上を最大限に生かした施策の展開が可能
- ・対外的なイメージアップにより企業誘致や若者の定住が図られる。
- ・地域の存在感や「格」の向上につながる。
- ・地域活性化などの波及効果が期待できる。
- ・2・3次産業の振興が図られ、雇用の確保と住民の所得向上が期待できる。
- ・ 市 町(村) といった形で、現町村名をそのまま使用することが可能。

### 6 市制施行に伴うデメリット

- ・H 1 6 . 3 . 3 1までの市制施行をとる場合、今までの合併市町村の例に比べ、時間的余裕が少ない。
- ・福祉事務所の設置が、人口の減少に伴い将来負担になるのではないかという懸念。